

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年6月29日
発信課 担当者	上下水道部総務課 管理係 長野
連絡先	電 話 (0166) 24-3160
	FAX (0166) 25-9500
	E-mail:suido_somu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 ☒ 募集 契約・入札 ☒ 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	令和3年6月25日(金)～7月30日(金)
発表項目 (行事名)	「水道料金・下水道使用料の改定案」に対する意見等の募集について 「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方(案)」に対する意見等の募集について
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	「水道料金・下水道使用料の改定案」及び「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方(案)」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を次のとおり実施していますので、広く市民の皆さまにお知らせいただきますよう、よろしくお願いします。 - 意見募集期間 令和3年6月25日（金）～7月30日（金） - 意見募集のテーマ 「水道料金・下水道使用料の改定案」に対する意見等の募集について 「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方(案)」に対する意見等の募集について - 意見の提出先及び問い合わせ先 〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 水道局庁舎2階 旭川市水道局上下水道部料金課 電話 24-3125 FAX 24-7483 電子メール ryokin@city.asahikawa.lg.jp - 資料の配布場所 水道局庁舎2階、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所・公民館 ※このほか旭川市のホームページにも掲載します。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/
添付資料	☒ 有 ・ 無 水道料金・下水道使用料の改定案（概要版）、水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）（概要版）
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

意見提出手続

令和3年 6月25日

市民の皆様へ

旭川市水道事業管理者 木口 信正

「水道料金・下水道使用料の改定案」に対する意見等の募集について

水道・下水道事業におきましては、これまで経費の削減や組織の見直しなどの経営努力に取り組み運営してまいりましたが、令和4年度から資金が不足いたします。

特に水道事業につきましては、年々資金不足額が増加する見込みであり、老朽化が進む施設を計画的に維持・更新し、将来にわたり安定的に安全な水を供給するため、水道料金の改定が必要となります。

また、水道料金は平成4年度、下水道使用料は平成13年度を最後に、消費税増税分を除き改定しておりませんが、現状に見合った料金体系とする改定案を作成しました。

つきましては、これに対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和3年6月25日（金）～令和3年7月30日（金）

2 意見募集のテーマ

「水道料金・下水道使用料の改定案」に対する意見、提言など

3 添付資料

- 資料1 水道料金・下水道使用料の改定案（概要版）
- 資料2 水道料金・下水道使用料の改定案
- 意見提出手続「意見書」

4 意見の提出先・お問い合わせ先

〒070-8541

旭川市上常盤町1丁目 水道局庁舎2階

旭川市水道局 上下水道部 料金課

電話：（0166）24-3125

FAX：（0166）24-7483

電子メール：ryokin@city.asahikawa.lg.jp

水道料金・下水道使用料の改定案と減免制度見直しの考え方(案)に関する市民説明会を実施します。

日 時		場 所
6/28(月)	14:30から	東鷹栖公民館(東鷹栖4の3)
	19:00から	末広公民館(末広1の2)
6/29(火)	14:30から	北部住民センター(春光5の4)
	19:00から	春光台公民館(春光台3の3)
7/1(木)	14:30から	江丹別公民館(江丹別町中央)
	19:00から	北星公民館(北門町8)
7/2(金)	14:30から	永山公民館(永山3の19)
	19:00から	愛宕公民館(豊岡7の9)
7/6(火)	14:30から	東部住民センター(東光5の2)
	19:00から	東旭川公民館(東旭川町上兵村)
7/7(水)	14:30から	グリーンパル(緑が丘東3の1)
	19:00から	西神楽市民交流センター (西神楽南2の3)
7/9(金)	14:30から	おびった(宮前1の3)
	19:00から	神居公民館(神居2の9)
7/14(水)	14:30から	神楽公民館(神楽3の6)
7/16(金)	18:30から	市民文化会館(7の9)

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により
中止または延期になる場合があります。

5 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

(1) 郵送または持参

(2) ファクシミリ送信

(3) 電子メール（Eメール）送信

＊ 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。

(4) 電子申請

＊ 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。

(5) その他

各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口を設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）

＊ 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、市有施設において休館等の措置を講じる場合があります。

＊ 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

(ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）

(イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。

(ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「水道料金・下水道使用料の改定案」と記載してください。

6 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する水道局の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、料金課（水道局2階）、石狩川浄水場、忠別川浄水場、下水処理センター、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）

[illegible]

令和 年 月 日

住所

氏 名

電話番号 () —

〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所
・事業所の所在地と代表者の氏名 〕

施策の案の名称

水道料金・下水道使用料の改定案

(意見記入欄)

[illegible]

水道料金・下水道使用料の改定案（概要版）

水道料金・下水道使用料の見直しについて

水道・下水道事業は、人口減少などにより、収益が減少しておりますが、老朽化した管や施設を計画的に更新するための費用が必要となっています。

これまで人員削減等による経費節減に取り組み、水道料金は平成4年度、下水道使用料は平成13年度以降消費税に関わるものを除き、改定しませんでした。水道事業は、事業運営に必要な年度末資金が令和4年度に不足し、それ以降不足額が年々増加していく見込みです。このため、水道料金を値上げし、令和4年4月に施行します。（6月検針分から適用）

下水道事業は、事業運営に必要な年度末資金が令和4年度に不足しますが、企業債の返済額が減少するために、令和10年度には、資金不足が解消すると見込んでいます。このため、下水道使用料は値上げのための見直しをしません。

水道料金の平均改定率

改定率を最小に抑えるため、資産管理に最低限必要な資金を確保することとし、平均改定率を14.90%とします。

水道料金の現行制度の課題と見直し方針

①基本水量制を廃止します。

単身世帯の増加や節水機器の普及により1世帯当たりの使用水量が減少しており、8㎡までの使用が定額であることに不公平が生じていることから見直します。（※下水道使用料の基本水量制も廃止します）

②メーター価格差を基本料金に反映させます。

メーターに係る費用は、メーターの大小により差があり、現行制度では、その費用の差を基本料金に反映させていないため、不公平が生じていることから見直します。

③逓増制を緩和します。

現行制度は、使用水量区分ごとに1㎡当たりの料金が高くなる逓増制となっています。水需要の増加時期に、施設整備の費用を大口需要者に求めるために導入しましたが、現在、施設の維持管理が主となっていることから見直します。

水道料金表の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）

用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)	口径 (mm)	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)
家事用	(8㎡まで定額) 1,020円	家事用	1～8㎡ — 9㎡～ 143円	13～50	860円	家事用	1～8㎡ 41円 9㎡～ 166円
家事用 以外	(8㎡まで定額) 1,020円	家事用 以外	1～8㎡ — 9～20㎡ 143円 21～50㎡ 179円 51～200㎡ 215円 201㎡～ 226円	75～100	1,320円	家事用 以外	1～8㎡ 41円 9～20㎡ 166円 21～50㎡ 204円 51～200㎡ 245円 201㎡～ 257円
臨時用	(30㎡まで定額) 6,300円	臨時用	1～10㎡ — 11㎡～ 630円	150	2,700円		
				200	3,270円		
				250	6,340円		
				臨時用	口径別基本料金 に4,000円を加算		

下水道使用料表の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）

用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)	用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)
家事用	(8㎡まで定額) 1,096円	家事用	1～8㎡ — 9㎡～ 156円	家事用	1,026円	家事用	1～8㎡ 10円 9㎡～ 156円
家事用 以外	(8㎡まで定額) 1,096円	家事用 以外	1～8㎡ — 9～20㎡ 156円 21～50㎡ 183円 51～200㎡ 251円 201㎡～ 275円	家事用 以外	1,026円	家事用 以外	1～8㎡ 10円 9～20㎡ 156円 21～50㎡ 183円 51～200㎡ 251円 201㎡～ 275円

改定の影響額（1か月・税抜き）

家事用	使用水量	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	現行料金	改定後	差額
0㎡	基本料金	1,020円	860円	▲160円	▲15.69%	1,096円	1,026円	▲70円	2,116円	1,886円	▲230円
6㎡	高齢者1人世帯	1,020円	1,106円	+86円	+8.43%	1,096円	1,086円	▲10円	2,116円	2,192円	+76円
8㎡	現行基本水量	1,020円	1,188円	+168円	+16.47%	1,096円	1,106円	+10円	2,116円	2,294円	+178円
12㎡	2人世帯	1,592円	1,852円	+260円	+16.33%	1,720円	1,730円	+10円	3,312円	3,582円	+270円
20㎡	4人世帯	2,736円	3,180円	+444円	+16.23%	2,968円	2,978円	+10円	5,704円	6,158円	+454円

家事用以外	使用水量	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	現行料金	改定後	差額
200㎡	口径20mm	40,356円	46,050円	+5,694円	+14.11%	46,108円	46,118円	+10円	86,464円	92,168円	+5,704円
1,000㎡	口径50mm	221,156円	251,650円	+30,494円	+13.79%	266,108円	266,118円	+10円	487,264円	517,768円	+30,504円
5,000㎡	口径75mm	1,125,156円	1,280,110円	+154,954円	+13.77%	1,366,108円	1,366,118円	+10円	2,491,264円	2,646,228円	+154,964円

意見提出手続

令和3年 6月25日

市民の皆様へ

旭川市水道事業管理者 木口 信正

「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）」 に対する意見等の募集について

旭川市水道局では生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、満70歳以上のひとり暮らし世帯、障害者のみの世帯、社会福祉施設、公衆浴場を対象とした水道料金・下水道使用料の減免制度を設けております。

減免した料金は、税金などで補てんして運営しておりますが、公営企業の基本原則である独立採算制や厳しい財政状況を踏まえ、制度の在り方を検討し、減免制度の見直しの考え方（案）を作成しました。

つきましては、これに対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和3年6月25日（金）～令和3年7月30日（金）

2 意見募集のテーマ

「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）」に対する意見、提言など

3 添付資料

- 資料1 水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）概要版
- 資料2 水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）
- 意見提出手続「意見書」

4 意見の提出先・お問い合わせ先

〒070-8541

旭川市上常盤町1丁目 水道局庁舎2階

旭川市水道局 上下水道部 料金課

電話：（0166）24-3125

FAX：（0166）24-7483

電子メール：ryokin@city.asahikawa.lg.jp

水道料金・下水道使用料の改定案と減免制度見直しの考え方（案）に関する市民説明会を実施します。

日 時		場 所
6/28(月)	14:30から	東鷹栖公民館(東鷹栖4の3)
	19:00から	末広公民館(末広1の2)
6/29(火)	14:30から	北部住民センター(春光5の4)
	19:00から	春光台公民館(春光台3の3)
7/1(木)	14:30から	江丹別公民館(江丹別町中央)
	19:00から	北星公民館(北門町8)
7/2(金)	14:30から	永山公民館(永山3の19)
	19:00から	愛宕公民館(豊岡7の9)
7/6(火)	14:30から	東部住民センター(東光5の2)
	19:00から	東旭川公民館(東旭川町上兵村)
7/7(水)	14:30から	グリーンパル(緑が丘東3の1)
	19:00から	西神楽市民交流センター (西神楽南2の3)
7/9(金)	14:30から	おびつた(宮前1の3)
	19:00から	神居公民館(神居2の9)
7/14(水)	14:30から	神楽公民館(神楽3の6)
7/16(金)	18:30から	市民文化会館(7の9)

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により

中止または延期になる場合があります。

5 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

(1) 郵送または持参

(2) ファクシミリ送信

(3) 電子メール（Eメール）送信

＊ 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。

(4) 電子申請

＊ 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。

(5) その他

各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）

＊ 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、市有施設において休館等の措置を講じる場合があります。

＊ 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

(ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）

(イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。

(ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）」と記載してください。

6 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する水道局の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、料金課（水道局2階）、石狩川浄水場、忠別川浄水場、下水処理センター、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）

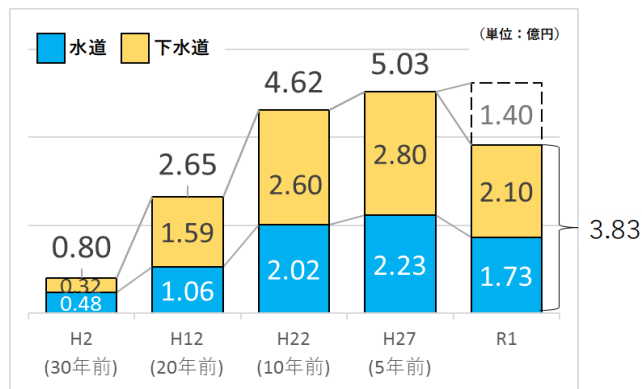
[illegible]

水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案） 概要版

減免制度

- 水道及び下水道の普及時期における大幅な料金値上げに対する緩和措置のため福祉施策として開始
- 一般会計からの繰入（税金など）によって減額分を補てん

繰入金 の推移



※平成28年度から繰入金の算出方法が変更になり、減額額と繰入金に差が生じています。

見直しの背景

平成27年度 行政評価
(上下水道料金の減免の見直し)

- 基本水量や区分等について多様なライフスタイルに対応するため、料金体系の見直しを行い、その整理の中で減免制度が真に必要なかどうかを検討するとともに、一般会計からの繰入金によらない制度運用が可能かどうかについても合わせて検討すること。
- なお、減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議・調整をすること。

旭川市行財政
改革推進プログラム2020
(令和2年度～令和5年度)

計画期間内の収支不足額

56.6億円

特別会計繰出金の抑制

3.72億円

一般会計の
厳しい財政状況

減免制度見直しの考え方

※令和4年度料金改定時

減免制度見直しの目的

独立採算による
事業運営

使用者負担
の公平性

現行制度の在り方を検討する必要があります

減免対象	減免制度の在り方（案）	備考
社会福祉施設	減免制度の維持	関係団体と協議を重ね、平成20年度に負担増となる見直しをしており、今回の料金の見直し時には、現行制度を維持することを基本に、制度内容について検証
公衆浴場		公衆浴場は、住民の利用機会確保のため、入浴料金の上限額が定められており、経営が不安定であることから、減免を継続
生活保護世帯	減免制度の廃止	生活保護費の算定に光熱水費が含まれており、制度との重複を解消するため廃止
独居高齢者世帯		※令和4年度から 基本水量の見直しにより、減免制度の導入理由が解消されるため廃止
児童扶養手当 受給世帯 特別児童扶養 手当受給世帯 障害者のみの世帯	検討継続	福祉施策の在り方として、実施手法や支援規模等について、令和5年度からの適用に向けて検討を継続